

○国土交通省告示第三百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成18年2月28日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（東伯・中山道路・鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢字東松山地内から同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢字東松山、字西松山及び字神子田、大字浦安字伊勢分、大字下大江字四反田、字東中原代及び字中原代、大字三保字日和垣、字清水田、字井尻、字上白山、字一本木、字東中江、字鉢屋垣、字西中江、字中河原、字下河原、字神明田、字野露及び字下滝峰平ル、大字田越字井図地頭、字井図地東峯、字五輪谷、字井図地中曾ネ、字新三林、字長田平、字舛市、字西舛市、字吹上ゲ、字大エゴ及び字岩屋峯、大字笠見字東神楽平、字下枝谷口、字中道東山上、字中道東山下、字中道西山上、字西神楽、字上神楽、字御木山及び字加杖阪、大字八橋字鐘鑄谷頭、字久蔵谷、字龍王頭、字久蔵峯、字久蔵峯北、字荒畑、字蝮谷、字穴谷頭、字牛飼谷口、字御建山東、字御建山西、字ネレガ坪、字中嶋田、字上栗子、字栗子南、字栗子家ノ西、字三本松、字下三本松、字西三本松、字南丸山、字北三本松及び字西丸山、大字別所字三谷、字中峯、字三谷西平、字野畑、字野畑尻、字笹尾谷、字笹尾西峯、字京免、字漆原野、字上漆原、字ニタ磴、字ニタ石橋西平及び字狐谷野、大字松谷字西向山、字杉谷頭東平、字杉谷東平、字杉谷、字中峰、字西中峰、字鍛冶屋田、字北田、字屋敷、字堂ノ前、字堤ノ上、字桑ノ木、字溝上、字西峰、字下西峰及び字江古谷、大字赤碕字東高野東、字東高野西、字小谷頭、字小谷西、字小谷堤ノ上、字西高野西、字山ノ内、字才ノ木納屋田ノ上、字才ノ木細道ノ東、字才ノ木、字西谷堤ノ上、字地蔵面頭、字柏谷大山道ノ上、字柏谷詰、字柏谷詰西、字畑ノ東、字中土手、字屋敷田、字前田、字智光寺田、字屋敷及び字溝マタゲ、大字八幡字前原、字下荒堀、字東木ノ下、字上荒堀、字西木ノ下、字清元田、字豆尻、字王神ノ上、字免垣、字東仲田、字柳ケ下、字西仲田、字八幡ノ後口及び字芝原、大字光字壺本松、字大加布毛、字船上田、字樋掛り及び字下黒見、大字湯坂字西南原、字上ノ田井、字宮ノ前、字長谷口滝、字長谷口東平、字中瀧ノ下、字長谷口西平、字ヒイガ谷入口東平及び字ヒイガ谷東平、大字笹津字勝負谷、字ヒイガ谷及び字赤坂谷平並びに大字梅田字本谷東平、字上乳母ケ谷、字東前谷中峯、字二郎四田、字本谷中峯、字中峯、字村ノ上、字村ノ谷奥西平、字後谷、字萱峯、字西ノ谷奥、字蝶螺ノ尻、字西谷、字西谷西平及び字六ツ塚地内並びに同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰及び字萱尾地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字東松尾地内から同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰地内までの延長約12.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道9号改築工事（東伯・中山道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「9号」という。）は、京都府京都市から、鳥取県鳥取市、米子市、島根県松江市等山陰地方の主要都市を経て山口県下関市に至る総延長約707.8kmの路線で、近畿地方と中国地方とを東西に結ぶ主要幹線道路である。このうち、鳥取県沿岸部における東西方向の自動車交通は、他に主要幹線道路がないことから、9号に依存しており、地域住民の日常生活・通勤等の利用はもとより、主要都市間の物流・観光等にも重要な役割を果たしている。

本件区間に係る9号（以下「現道」という。）は、沿岸部を東西方向に結ぶ唯一の幹線道路であり、通過交通と地域内交通が混在しているところ、幅員が一部狭小な2車線道路であり、現道沿線の鳥取県東伯郡琴浦町市街地においては慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、琴浦町逢東地内で21,679台／日、同町別所地内で23,531台／日、混雑度はそれぞれ1.72、1.65となっている。

また、本件区間においては、現道以外に東西方向の主要幹線道路がなく、車線も2車線のみであることから交通事故によって数時間に及ぶ全面通行止めが過去度々発生するなど、極めて脆弱な交通事情となっている。

本件事業の完成により、本件区間における交通の分散が図られ、現道の交通渋滞の緩和に寄与するとともに、交通事故発生時の代替道路としての機能も図られ、円滑な

自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、鳥取県が平成10年2月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）に基づき環境影響評価（計画交通量平成22年。以下「平成10年評価」という。）を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量（平成42年）の見直しに伴い、起業者が平成16年12月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意に平成10年評価の再評価を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第2級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画の基本的内容は、平成10年3月31日に都市計画決定された都市計画と、町道福留線及び町道出上赤碕線との交差部に設置される赤碕インターチェンジ（仮称）を除き、整合しているものである。赤碕インターチェンジ（仮称）については、現道の交通状況、現道周辺地域の利便性等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、交通渋滞が発生しており、また、交通事故発生時等における脆弱な交通事情を抱えていることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和及び代替道路の確保を図る必要があると認められる。

また、現道沿線周辺の自治体の長及び議会議長からなる一般国道9号東伯淀江間高

規格改築促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県東伯郡琴浦町役場及び同県西伯郡大山町役場

第6 収用の手続が保留されている起業地 鳥取県東伯郡琴浦町大字湯坂字長谷口滝、字長谷口東平、字中瀧ノ下、字長谷口西平、字ヒイガ谷入口東平及び字ヒイガ谷東平、大字筈津字勝負谷、字ヒイガ谷及び字赤坂谷平並びに大字梅田字本谷東平、字上乳母ケ谷、字東前谷中峯、字二郎四田、字本谷中峯、字中峯、字村ノ上、字村ノ谷奥西平、字後谷、字萱峯、字西ノ谷奥、字蝶螺ノ尻、字西谷、字西谷西平及び字六ツ塚地内並びに同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰及び字萱尾地内